

山梨県公報

第六百三十三号

令和八年

二月二十六日

木曜日

目次

告示

○保安林の指定の予定(三件)……………	六七
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除……………	六八
○道路の区域変更……………	六八
○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………	六八
○都市計画の変更(二件)……………	六九
○土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更……………	六九
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………	七〇
人事委員会	
○山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則(二件)……………	七〇
その他	
○山梨県立宝石美術専門学校学則の一部を改正する規程……………	七二

告示

山梨県告示第四十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和八年二月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 保安林の所在場所 南都留郡富士河口湖町西湖字大輪山二一七八の一地先(国有林。次の図に示す部分に限る。)、字満留尾二二三三・二二二五の一(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)(二二三の内一、二二二四、二二三三の一)
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大輪山二一七八の一地先(国有林。次の図に示す部分に限る。)、字満留尾二二三三・二二二四・二二二五の一(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和八年二月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 保安林の所在場所 南都留郡富士河口湖町精進字大窪二六二の一八、字手合三六四の内二、三六四の内三、三六四の二、三六四の六一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字手合三六四の内二・三六四の内三・三六四の二・三六四の六一(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和八年二月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 保安林の所在場所 南都留郡道志村字谷相七八九五の内六（次の図に示す部分に限る。）、七八九五の内一六、七八九五の五五

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字谷相七八九五の内六・七八九五の内一六・七八九五の五五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第四十九号

土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として令和三年山梨県告示第二百四十二号により指定した区域の一部について、土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、その指定を解除する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年二月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定を解除する区域 韮崎市穂坂町三ツ澤字西坊来石六百五十番の一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

山梨県告示第五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所（身延支所を除く。）において、この告示の日から令和八年三月十九日まで一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 遅沢静川線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
南巨摩郡身延町夜子沢字越道五七〇番一地从先から	旧	三・七	一一三・五
南巨摩郡身延町夜子沢字上子ノ神一三四番一地从先まで	新	四・三	一一三・五
		一五・〇	

山梨県告示第五十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和八年二月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

急傾斜地崩壊危険区域	山梨県都留市大幡字岩崎及び字寺ノ前の区域内の土地のうち、次の一点から十点までを順次結んだ線及び一点と十点を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに十一日から十八点までを順次結んだ線及び十一日から十八点を結んだ線に囲まれた土地の区域